

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の概要.....	3
1 法的位置づけ.....	3
(1) 障がい者計画.....	3
(2) 障害福祉計画及び障がい児福祉計画.....	3
(3) 計画の対象者.....	3
(4) 障害福祉計画に記載すべき事項.....	4
(5) 障がい児福祉計画に記載すべき事項.....	5
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画の策定体制.....	8
(1) 福祉に関するアンケートの実施.....	8
(2) 本計画の策定体制.....	8
第2章 障害のある人を取りまく現状	10
第1節 人口及び障がい者の現状.....	10
1 本市における人口の推移.....	10
(1) 総人口.....	10
(2) 年齢別人口.....	11
2 障がい者の現状.....	12
(1) 身体障害者手帳所持者数の推移.....	12
(2) 療育手帳所持者数の推移.....	15
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	15
3 障がい者の雇用の状況.....	15
(1) 民間企業の障がい者雇用率.....	17
第2節 計画期間中の障がい者数.....	18
1 身体障がい者数の推計.....	18
2 知的障がい者数の推計.....	18
3 精神障がい者数の推計.....	19

第3章 障がい者計画	20
第1節 計画の基本的な考え方.....	20
1 基本理念、基本目標及び施策体系.....	20
第2節 障がい者施策の展開.....	22
1 啓発・広報.....	22
(1) 啓発・広報活動の推進.....	22
(2) 福祉教育等の推進.....	24
(3) ボランティア活動の推進.....	25
2 生活支援.....	27
(1) 利用者本位の生活支援体制の整備.....	27
(2) 障害福祉サービスの充実.....	30
(3) 権利擁護の推進.....	31
(4) 経済的自立の支援.....	33
(5) スポーツ、文化活動の振興.....	34
3 生活環境.....	36
(1) 建築物等のバリアフリー化の促進.....	36
(2) 移動交通手段の充実.....	38
(3) 防災、防犯対策の推進.....	41
4 教育・育成.....	45
(1) 教育相談、就学相談体制の充実.....	45
(2) 障害のある子どもに対する教育、保育等の充実.....	46
5 雇用・就業.....	49
(1) 障がい者の雇用の促進.....	49
(2) 障がい者の職業能力の開発、育成と一般就労支援.....	51
(3) 障がい者の就労環境の改善と定着促進.....	53
6 保健・医療.....	56
(1) 障害の原因となる疾病等の予防、治療.....	56
(2) 医療、リハビリテーションの充実.....	58
7 情報・コミュニケーション.....	60
(1) 情報収集、情報提供の充実.....	60
(2) 情報バリアフリー化の推進.....	62
第4章 障害福祉計画	64
第1節 基本指針.....	64
(1) 障害福祉計画とは.....	64
(2) 計画の内容.....	64
第2節 数値目標.....	66

1	福祉施設から地域生活への移行促進	66
(1)	平成 28 年度末時点の福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	66
(2)	平成 28 年度末時点と比較した施設入居者の削減数	66
2	障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	67
3	地域生活支援拠点等の整備	68
4	福祉施設から一般就労への移行促進	68
(1)	就労移行支援事業所等を通じて、2020 年度末時点までに一般就労する者の数	68
(2)	就労移行支援事業の利用者数	69
第 3 節	事業量の見込み	70
1	障害福祉サービス等の事業量見込み	70
(1)	訪問系サービス	70
(2)	日中活動系サービス	73
(3)	居住系サービス	78
(4)	相談支援	79
2	地域生活支援事業の事業量見込み	81
(1)	相談支援事業等	81
(2)	コミュニケーション支援事業	82
(3)	日常生活用具給付事業	83
(4)	移動支援事業	84
(5)	地域活動支援センター事業	84
(6)	日中一時支援事業	85
(7)	手話奉仕員養成研修事業	85
(8)	訪問入浴サービス事業	86
(9)	巡回支援専門員整備事業	86
第 5 章	障がい児福祉計画	87
第 1 節	基本指針	87
(1)	障害児福祉計画とは	87
(2)	計画の内容	87
第 2 節	成果目標	88
1	障がい児支援の提供体制の整備等	88
(1)	児童発達支援センター	88
(2)	保育所等訪問支援	88
(3)	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	89
(4)	主に重症心身障害を支援する放課後等デイサービス事業所	89
(5)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	89
第 3 節	障がい児支援サービスの事業量見込み	90

(1) 障がい児通所支援.....	90
(2) 障がい児入所支援.....	92
(3) 障がい児相談支援.....	93
(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	93
第6章 計画の推進体制.....	94
1 関係機関との連携.....	94
2 計画の進行管理体制.....	94
資料編.....	96
1 霧島市障害者自立支援協議会設置要綱.....	97
2 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会設置要綱.....	99
3 計画策定までの主な調査、回議等.....	100
4 用語集.....	1002
5 関係法令の概要（近年の主な法整備）.....	114

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱いについて

この「霧島市障がい者計画・第5期障害福祉計画・第1期障がい児福祉計画」については、本文中で「障害」（全て漢字）と「障がい」（害をひらがな）の2種類の表記を使用しています。

これらの使い分けの方法は、一般的な障害のある人を指す場合は「障がい者」「障がい児」と表記し、固有名詞や法律用語及び制度の名称には「障害」という文字を使用しています。